改正市公害防止条例(工場等に対する規制)について

1. 工場等に対する規制について

(1) 見直しの考え方

現行市条例は、事業所全体を対象とすることにより、「公害分野を網羅した総合的な審査を行う」、「規制対象を公害関係法令等よりも拡大し、よりきめ細かな規制を行える」「独自の規制基準の適用により公害関係法令等の対象とならない事項についてもその対象とできる」ことを特徴としています。

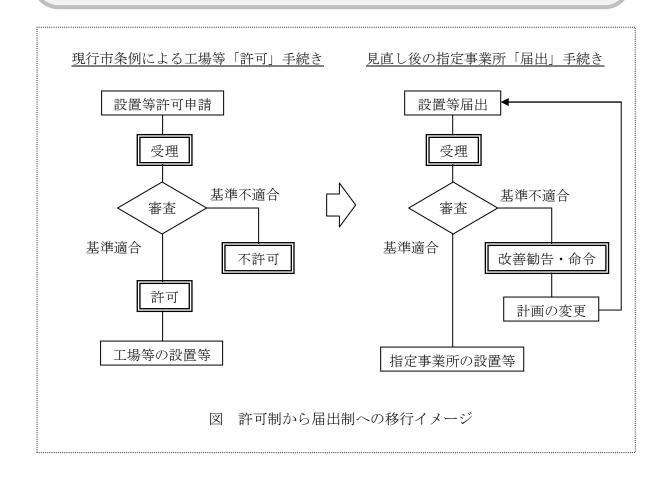
見直しに当っては、基本的にこれら市条例の役割と意義を継承しつつ、公害関係法令等による規制を前提に、それを補完するため、必要な公害防止対策を講じることを基本とします。

(2) 主な見直し内容

①許可制から届出制へ

現行市条例は、規制対象となる工場等について、その設置や施設等の変更を"禁止の解除"を意味する許可制としていますが、これを届出制とします。

なお、ここでいう届出制は、あらかじめ届出をさせたうえで、届出内容を審査し、基準に適合しないと認めるときは、施設の設置の前に、改善勧告・命令を発出できる制度であり、公害関係法令等において施設の設置等に定められている制度と同様で、許可制と近いものとなります。



②規制対象の整理

現行市条例において規制対象となる「工場等」の規定は、合理性に欠けるものや既に規制の対象とする必要性が失われたものがあります。

このため、規制対象とする事業所(工場・事業場)を精査し、「工場」については設置施設の原動機の定格出力と有害物質の使用等による、端的で合理性のある規定に見直し、「事業場」については届出の対象として規制する必要のある事業活動に集約するとともに、規定を明確化します。

併せて、その呼称を「工場等」という一般的な名称から、条例の規制対象であることを 明示するため「指定事業所」とします。

区分	現行条例	改正条例
呼称	工場等	指定事業所
工場	定格出力の合計が 3.7kw 以上	定格出力 3.7kw 以上の施設を設置又は有
	21 の業種について規模要件を規定	害物質の使用等を行う工場
事業場	事業内容等により 21 の事業を規定	事業内容等により 10 の事業を規定

※詳細は、資料6参照。

③規制基準の整理

現行市条例で規定し、「工場等」に適用している規制基準は、公害関係法令等と二重規制になっているものがあるほか、市域の環境状況の改善により、一部はその必要性を失っています。

このため、必要な規制については公害関係法令等との適用関係を整理するとともに、必要のなくなった規制の削除、規制基準の内容の見直しなどにより規制基準を整理します。 なお、一部の基準については適用の対象を見直し後の指定事業所に限らず、市内のすべての工場又は事業場に拡大します。

規制基準				現行条例	改正条例(案)
排出基準	排水基準	有害物質		カドミウム、シアン等28項目について、 淀川水域と寝屋川水域に分けて規定	【継続して規制】
		生活 環目	BOD 等	生物化学的酸素要求量等 4 項目について、淀川水域と寝屋川水域に分けて規定 1日の通常の排水量が 20 ㎡以上 30 ㎡未 満に適用	【削除】
			その他	水素イオン濃度等 11 項目について、淀 川水域と寝屋川水域に分けて規定 1日の通常の排水量が 20 ㎡以上 30 ㎡未 満に適用	【削除】
	騒音基準			4 つの地域区分別に、「朝」「昼間」「夕」 「夜間」の基準を規定	【削除】 ※府条例の基準を適用
	振動基準			3 つの地域区分別に、「昼間」「夜間」の 基準を規定	【削除】
燃料基準				「灯油、都市ガス又は液化石油ガス」 とし、特例で硫黄含有率 0.1%以下の燃料 の使用を認める	【削除】

※詳細は、資料6参照。

④手続きの簡素化

現行市条例では、工場等の設置等の手続きに当たっては、許可申請書を提出して許可を受ける必要がありますが、工場等が公害関係法令等の対象となる施設を有する場合、それらに適用される法令等の手続きを並行して行う必要があります。

このため、公害関係法令等の対象となる場合は、「設置」手続きに当たっては提出書類を 簡素化し、また、「変更」手続きに当たっては手続きそのものを法令等に委ねることにより、 市条例の手続きを簡素化します。

項目	現行条例	改正条例(案)
「設置」 手続き	 「許可申請書」の提出 「別紙」(市独自様式)の提出 ※法令等対象分も新規作成 「施設配置図」の提出 「添付書類」(市独自様式)の提出 ※法令等対象分も新規作成 	【手続きの簡素化】 ・「設置届出書」の提出 ・「別紙」の提出 ※法令等対象分は <mark>写し</mark> ・「施設配置図」の提出 ・「添付書類」の提出 ※法令等対象分は <mark>不要</mark>
	※「別紙」や「添付書類」は、法令等の手続きで使用する書類とは別に市条例申請用として、別途作成が必要。	※「別紙」や「添付書類」は、法令等の手続きで使用する書類がある場合、別途作成は不要。
「施設の変更」 手続き	・法令等届出対象の施設の変更時に は、 <mark>法令等の手続きと市条例の手 続きがいずれも必要。</mark>	【手続きの省略】 ・法令等届出対象の施設の変更時に は、 <mark>市条例の手続きは不要。</mark> (法令 の手続きのみ必要。)

※現行市条例では、「設置」及び「変更」の許可申請書とともに、大気、水質等の公害分野別に定められ、該当する施設等の数や規模などを記載した「別紙」、工場等の敷地や敷地内の建物、建物内の施設等の配置を記した「図面類」、及び施設や設備ごとにその構造、能力等を説明する書面や図面などの「添付書類」について、提出を求めています。

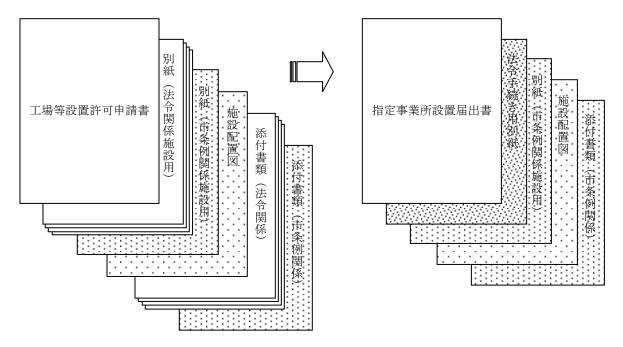


図 「設置」手続き時の書類の見直しイメージ

⑤その他の規制の見直し

項目	現行条例	改正	説明
「許可工場等表示板」	許可を受けた工場等	条例(案) 【廃止】	公害の発生源と目されていた
の掲出義務	に対し、許可番号、許	【無止】	事業活動の場所であることを
▼2161円 12 4万	可年月日や許可工場		明示させ、併せて市条例の許可
	であることを記した		を受けている工場等であるこ
	「許可工場等表示板」		とを表示させたものであるが、
	の掲出を義務付け。		表示の必要性や効果が失われ
	· 19 E C 9217711 17 0		ているため、廃止。
多量排水事業者の	「工場等」のうち1日	【廃止】	対象となる程度の排出水を排
水質測定義務	当たり通常 500 ㎡以上		出する工場・事業場はすべて水
	の汚水を公共用水域		質汚濁防止法又は府条例(水
	に排出するものに対		質) の規制を受け、排出水の水
	し、排出水について、		質基準遵守のほか、同法・条例
	水質等の測定と1か		による水質測定・記録義務を課
	月ごとの報告、3 年間		されている。このため、本市の
	の記録保管を義務付		独自制度としての必要性は失
	け		われているため、廃止。
多量排水事業者の	「工場等」のうち1日	【廃止】	一般に排水口は工場・事業場に
「排水口表示板」	当たり通常 200 ㎡以上		接する河川等への開口部とし
の掲出義務	の汚水を公共用水域		て設けられるか、または、直接
	に排出するものに対		に管路に排水が行われること
	し、その名称等を記載		から、事業所内からは目視によ
	した表示板を排水口		り監視することが可能である
	付近に掲出すること		が、外部から市民が目にするこ
	を義務付け		とは困難であり、掲出の意味は
	F . I H Ma		失われているため、廃止。
「事故の報告」	「工場等」に対し、事	【見直し】	工場・事業場が水質汚濁防止法
に関する手続き	故発生時の速やかな措		等の適用を受ける場合、市長への表表を
	置と共に、事故に関す		の書面による報告の義務を重
	る報告を書面で市長に		複して課せられるため、除外規
	行うことを義務付け		定を設ける。
			また、法令等では、「応急の措置」
			を講じていないと認めるときに
			措置を講じることを命令できる
			旨を規定しているが、市条例に は規定がないことから、同様の
			規定を設けるほか、義務付けら
			を、市長が必要と認める場合に
			変更する。
	設置許可申請前の事	【見直し】	一律の義務付けを廃し、公害発
1. 11.1 M/4 MAY 1. 1 VAR C.	前協議手続き		生のおそれが認められる場合
	11 1 MA HAZ 4 1/2 C		など、必要な場合に限定する。

<参考:現行の枚方市公害防止条例と改正条例との関係>

